

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者

東京都第二建設事務所長

東京都では、河川において人々が集い、賑わい豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

平成23年4月、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占有することができるようになりました。

これを踏まえ、目黒川において目黒区から区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第22に基づき、下記のとおり区域を指定します。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

二級河川 目黒川の河川区域内のうち

東京都目黒区中目黒一丁目11番地先 船入場調節池（別紙に示す区域）

(2) 指定年月日

令和3年10月15日

2 都市・地域再生等占有方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

ア 準則第22第3項第1号： 広場

イ 準則第22第3項第2号： イベント施設

ウ 準則第22第3項第6号： 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明等

エ 準則第22第3項第11号： その他都市及び地域の再生等のために利用する施設
（これと一体をなす第6号に掲げる施設を含む。）

(2) 許可方針

上記(1)に係る占用にあたっては、以下の条件を付して許可するものとする。

(総則)

ア 土地の占用及び建築物又は工作物(以下「占用施設」という。)の新築及び変更については、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)、河川法施行例(昭和40年政令第14号)、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)、工作物設置許可基準(平成6年建河治発第72号)及びその他関係法令の規定を順守すること。これら法令の改正があった場合は、改正後のものに従うこと。

(占用期間)

イ 占用許可の期間は、10年以内とする。

ウ 本件許可の更新または変更を申請する場合は、あらためて地域の合意形成を図ること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(施設使用者)

エ 営業活動を行う事業者等に占用施設を維持管理及び利活用させる場合は、使用契約を締結するとともに、当該施設使用者(占用施設の使用に係る契約の相手方をいう。以下同じ。)を適切に指導監督すること。

オ 施設使用者との契約により生じる収益は、占用施設の維持管理及び賑わいのある良好な水辺空間の保全及び創出を図るための費用に用いること。

カ 施設使用者からの施設利用料の徴収及びその活用状況と、占用施設の運営状況について、河川管理者に年1回以上報告すること。

(安全管理)

キ 占用に伴う危険を防止するため、占用施設や管理用通路の安全管理、施設利用者の安全確保のための必要な措置を講じること(休業日を含む。)

ク 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制(夜間及び休日を含む。)を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じること。

ケ 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合、河川管理者による補償行為は行わない。

コ 日常的に占用施設の維持管理や清掃等を十分に実施すること。

サ 賑わい創出、環境保全、コミュニティ形成等による地域貢献策を実施すること。

シ 洪水、高潮等の緊急時及び河川工事の施工に支障となる場合、占用施設の除去・移転等を行うこと。

ス 占用施設へ車両を乗り入れる際には、都道の通行人や広場や河川の利用者への安全配慮義務を果たすこと。また、車両重量は、船入場調節池の構造躯体へ影響を及ぼさないよう注意すること。

(連絡体制)

セ 占用施設の安全管理に必要な連絡体制表を作成し、河川管理者へ報告すること。内容に変更があった場合は、その都度、連絡体制表を見直し、河川管理者へ報告すること。

(周辺環境への配慮)

- ソ 占用施設の運営時間は、基本的に店舗等の営業時間に準じることとするが、特に早朝と夜間の営業等については、近隣に配慮し、必要に応じて見直しを行うこと。
- タ 近隣による苦情等があった場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- チ 休業日においても、施設の安全性を確保するための措置を講じること。
- ツ 管理用通路は、現状機能を鑑み、点検手段等の適切な機能確保を行うこと。
- テ 照明設備を利用する場合、照度・光線角度等は、近隣住宅に配慮すること。
- ト 騒音防止策の措置を十分に講じること。
- ナ 占用施設や広告物は、目黒川及び船入場調節池広場の景観に配慮すること(材質、色、照明等)。広告物の設置については、「東京都屋外広告物条例」に従うこと。

(その他)

- ニ 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、占用許可を受ける前の原状に回復するものとする。
- ヌ 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。
- ネ 次に該当するときは、本件許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生じるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。
 - ① 河川法その他の関係法令に違反したとき。
 - ② 本件許可に付した条件に違反したとき。
 - ③ 本件許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。
 - ④ その他河川管理者が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。
- ノ 本件許可に伴い生じる占用料は、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。
- ハ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体

準則第22第4項第1号に掲げる者とする。

別紙【平面図】都市・地域再生等利用区域

2級河川 目黒川

東京都目黒区中目黒一丁目1番地先 船入場調節池

